

社会福祉法人 福岡あけぼの会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人福岡あけぼの会（以下、「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選定委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人は、役員の職務執行の対価として、各年度の報酬総額が50万円以内で、報酬を支給することができる。

2 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 評議員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に旅費規程に基づき、費用を弁償する。
- (4) 評議員選定委員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に旅費規程に基づき、費用を弁償する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、＜職員給与規程第21～24条＞の規定に準ずる額
- (3) 通勤手当については、＜職員給与規程第17条＞の規定に準ずる額

2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める＜旅費規程＞に基づき、旅費を支給する。

(職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、＜職員給与規程第3条＞に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

常勤役員等の報酬		
理事長	月額	50,000円
副理事長	月額	50,000円
常務理事	月額	50,000円

別表 2

非常勤役員等の費用弁償額		
	日額	10,000円